

2018年12月10日

地域・協力学会及び  
専門領域事務局 御中

(一社) 日本体育学会会長  
深代 千之

休会制度に関する申し合わせと

6月18日付で専門領域事務局へ配信したメール内容の矛盾について（回答）

本年度新設いたしました会員の「休会制度」にかかわる標記のお問い合わせが、先日、事務局にありました。

6月18日付のメールでご連絡させていただいたように、今回の休会制度の導入は、あくまでも本学会の制度変更であり、貴学会・領域に対し、休会制度の導入を求めるものではありません。改めて言うまでもなく、独立した地域協力学会及び各専門学会の制度及び運営方法に対し、本学会はいかなる権限も有しておりません。

他方で、本学会で休会が承認された会員については、システムの関係上、日本体育学会（マイページ上）に登録のある専門領域及び協力学会の会費徴収事務代行を行うことができません。従って、各専門領域や協力学会の会費については、その納入方法を会員自身が各事務局に問い合わせさせていただくことになります。

以上を踏まえ、2018年12月8日開催の理事会において、申し合わせを資料1のように修正することにいたしました。

ご確認の上、ご理解とご協力をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

資料1 休会制度に関する申し合わせ改訂版 (2018年12月8日理事会資料)

改訂	現行
<p>1 制度の位置づけ</p> <p>この制度は、一般社団法人日本体育学会（以下、「本学会」という）定款第7条 入会金及び会費に関する申し合わせとする。 <u>地域・協力学会及び専門領域には適用しないものとする。</u></p> <p>2 休会の定義</p> <p>本学会の正会員で、病気療養や出産・育児、介護などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会手続きをふめば、一定期間、会費の納入を免じ、正会員としての資格を継続することができることとする。ただし、休会期間中は下記の権利を行使できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会誌の受け取り</li> <li>・筆頭発表者としての学会発表</li> <li>・代議員選挙並びに役員等選挙の選挙権</li> <li>・代議員、役員並びに各種委員会委員への就任</li> </ul> <p>3 手続き</p> <p>休会を申請する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会HPの「入会・各種手続き」から申請書（別紙 休会届）をダウンロードし申請する。休会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。承認された場合には、休会期間は、翌年度の4月1日から3月31日までとする。</p> <p>復会を希望する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会HPの「入会・各種手続き」から申請書（別紙 復会届）をダウンロードし申請する。復会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原</p>	<p>1 制度の位置づけ</p> <p>この制度は、一般社団法人日本体育学会（以下、「本学会」という）定款第7条 入会金及び会費に関する申し合わせとする。</p> <p>2 休会の定義</p> <p>本学会の正会員で、病気療養や出産・育児、介護などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会手続きをふめば、一定期間、会費の納入を免じ、正会員としての資格を継続することができることとする。ただし、休会期間中は下記の権利を行使できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会誌の受け取り</li> <li>・筆頭発表者としての学会発表</li> <li>・代議員選挙並びに役員等選挙の選挙権</li> <li>・代議員、役員並びに各種委員会委員への就任</li> </ul> <p>3 手続き</p> <p>休会を申請する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会HPの「入会・各種手続き」から申請書（別紙 休会届）をダウンロードし申請する。休会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。承認された場合には、休会期間は、翌年度の4月1日から3月31日までとする。</p> <p>復会を希望する場合は、単年度単位で、2月末日までに、本学会HPの「入会・各種手続き」から申請書（別紙 復会届）をダウンロードし申請する。復会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原</p>

<p>原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。</p> <p>また、休会期間の上限は、原則、連続して3年とする。休会期間が3年を超えた場合には復会したものとする。<u>休会期間中は、日本体育学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域の会費徴収事務代行は行わないものとする。</u></p> <p>4 この申し合わせは、運営委員会の決議により改正することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この申し合わせは、2018年3月10日から施行する。</p>	<p>案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。</p> <p>また、休会期間の上限は、原則、連続して3年とする。休会期間が3年を超えた場合には復会したものとする。<del>さらに、日本体育学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域も同時休会・復会とする。</del></p> <p>4 この申し合わせは、運営委員会の決議により改正することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 この申し合わせは、2018年3月10日から施行する。</p>
---	---

#### 休会届

改訂	現行
<p><u>ご注意: 休会期間中は、日本体育学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域会費の徴収代行は行いません。各自でご登録の地域協力学会及び専門領域事務局へ会費の納入方法をご確認ください。</u></p>	<p>ご注意: 現在、日本体育学会(マイページ上)にご登録いただいている地域・協力学会及び専門領域も同時休会となります。</p>

#### 復会届

改訂	現行
<p><u>ご注意: 復会と併せて、日本体育学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域会費の徴収代行を再開します。</u></p>	<p>ご注意: 現在、日本体育学会(マイページ上)にご登録いただいている地域・協力学会及び専門領域も同時休会となります。</p>